

逓送事業法施行令等の一部を改正する政令案要綱

- 一 逓送事業法施行令の一部を改正（才一条）
  - 1 逓送事業の限定免許に関する逓送局長の権限を、一取扱駅のものにも及ぼすこと（同施行令に限つていたのを、二取扱駅以上のものにも及ぼすこと（同施行令才一条才二号）。
  - 2 大臣権限の事業と逓送局長権限の事業との双方を対象とする併合事業（畢業譲渡、合併の認可等）については、大臣と逓送局長との別個の許認可等の処分を要したものを、大臣の許認可等の処分のみで足りることとする（才一条才三号、才四号、才八号、才九号及び才十号）。
  - 3 一般事業の運賃料金の変更であつて品目及び期間を限定するものに関する認可及び限定事業の運賃料金の認可の権限を逓送局長に委任すること（才一条才十一号及び才十二号）。

4 大臣権限事業に関する事業計画の変更命令その他事業改善命令の権限の一部を逓送局長に委任すること（才一条才十四号）。

5 その他は、現行どおりとすること。

二 道路運送法施行令の一部改正（才二条）

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業及び一般区域貨物自動車運送事業の免許の権限を逓送局長に委任すること（同施行令才四号才一項才十九号）。
- 2 運輸開始の確認その他法改正による自動車運送事業等に関する、新規権限を逓送局長及び都道府県知事に委任すること（才四号才一項才一号、才八号、才九号、才十二号及び才十三号、同条才二項並びに才七条才三項）。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更の認可、一般貨物自動車運送事業の品目、期間及び区間を限定する運賃料金変更の認可その他これらの事業の運賃料金の変更であつて基本的事項にわたらないものに関する認可の権限を逓送局長に委任すること（才四号才一項才三号）。

4 その他は、現行どおりとすること。

三 道路交通事業抵当法施行令の一部改正（才三条）

この法律の施行期日及び自動車運送事業に関する権限の陸運局長への委任に伴い、  
この法律の施行期日の免状の取消権限の一部を陸運局長に委任すること（同施行令才二条）。

四 運輸省組織令の一部改正（才四条）

道路運送審議会の廃止に伴い、自動車局業務部旅客課の所掌業務のうち道路運送審議会に関する部分を、自動車運送協議会に読み替えるための修正等を行うこと（同組織令才五十六才六号及び才五十七才四号）。

五

運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する改正の一部改正（才五条）

道路運送審議会の改正に伴い、道路運送審議会に関する部分を削除すること（同改正令才一条）。

通運事業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、通運事業法（昭和二十四年法律ヲ二百四十一号）ヲ三十六条、道路運送法（昭和二十六年法律ヲ百八十三号）ヲ百二十二条、道路交通<sup>手続</sup>抵当法（昭和二十七年法律ヲ二百四号）ヲ二十条、国家行政組織法（昭和二十三年法律ヲ百二十号）ヲ七条ヲ三項及び運輸省設置法（昭和二十四年法律ヲ百五十七号）ヲ十七条ヲ二項の規定に基き、この政令を制定する。

カ一条 通運事業法施行令（昭和二十五年政令ヲ十七号）の一部を次のように改正する。

- カ一条カ二号中「取扱駅のみについて」を削る。
- カ一条カ三号を次のように改める。
- 三 法ヲ七条カ一項の規定により行行認可であつて、カ一号の規定により運輸省令で定める取扱駅のみにおける通運事業（以下「甲事業」といふ。）は、法ヲ二条カ一項カ三号及び同項カ四号の通運

のみを行行通運事業（以下「乙事業」といふ。）又は前号の免許に係る通運事業（以下「丙事業」といふ。）の譲渡及び譲受に関するもの（甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とが、ともに譲渡及び譲受の目的となつてゐる場合における認可を除く。）

カ一条カ四号を次のように改める。

四 法ヲ七条カ二項の規定により行行認可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業を經營する法人の合併（甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業を經營する法人に係るものを除く。）に関するもの

カ一条カ八号からカ十一号までを次のように改める。

八 法ヲ十一條の規定により行行事業の廃止に関する許可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの（甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とが、ともに廃止の目的となつてゐる場合における許可を除く。）

九 法ヲ十四条の規定による処分であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの（甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とに關して、ともに処分を行う場合における処分を除く。）

十 法ヲ十五条の規定により行方指定

十一 法ヲ二十条（法ヲ二十七条において準用する場合を含む。）の規定により行方認可であつて、期間を限定して行方特定の取扱物品についての運賃又は料金の変更に関するもの（次号に規定するものを除く。）

カ一条ヲ十一号の次に次の三号を加える。

十二 法ヲ二十条（法ヲ二十七条において準用する場合を含む。）の規定により行方認可であつて、乙事業又は丙事業の運賃又は料金に関するもの  
十三 法ヲ二十一条（法ヲ二十七条において準用する場合を含む。）の規定により行方認可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの（甲事業又は乙事業の通運約款と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業の通運約款とについて、ともに認可を行う場合

における認可を除く。）

十四 法ヲ二十六条の規定により行方命令（法ヲ二十七条において準用する場合を含む。）であつて、左に掲げるもの

- イ 事業計画の変更に関するもの
- ロ 運賃又は料金の変更に関するもの（乙事業者及び丙事業以外の通運事業の運賃又は料金の変更に関するものにあつては、期間を限定して行方特定の取扱物品についての運賃又は料金に係るものに限る。）

ハ 通運約款の変更に関するものであつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの（甲事業又は乙事業の通運約款と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業の通運約款とについて、ともに変更を命ずる場合における命令を除く。）

カ二条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令ヲ二百五十号）の一部を次のように改正する。  
カ四条を次のように改める。

(自動車運送事業に関する職権の委任)

第四条 法第二章及び法第三章に規定する運輸大臣の職権(国において經營する自動車運送事業及び専用自動車道に係るものを除く。)であつて、左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

一 法第七条第一項に規定する確認

二 法第七条第二項の規定による運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長

は伸長

三 法第八条第一項の規定による運賃又は料金(郵便物の運送料金を除く。)の設定又は変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更のうち運行系統の変更又は停留所の新設、廃止若しくは位置の変更に伴う運賃の設定又は変更に関するもの

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業の料金の設定又は変更に関するもの

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃又は料金の変更であつて、

定期旅客その他の特殊の旅客又は特殊の区域についての割増又は割引の率の変更に関するもの(イに掲げるものを除く。)

ニ 一般路線貨物自動車運送事業の運賃又は料金の変更の認可であつて、差地及び着地を特定して運送する特定の種類の貨物についての運賃又は料金の変更(期間を限定して行うものに限る。)

に關するもの

六 法第十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 營業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

ロ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更に関するもの

ハ 一年を越じ継続して運輸をするものでないときの運輸をする期間の変更に関するもの

ニ 一般乗合の旅客自動車運送事業の停留所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

ホ 一般路線貨物自動車運送事業の荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

(自動車運送事業に関する職権の委任)

が四條 法が二章及び法が三章に規定する運輸大臣の職権(国において經營する自動車運送事業及び専用自動車道に係るものを除く。)であつて、左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

一 法が七條が一項に規定する確認

二 法が七條が二項の規定による運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長

三 法が八條が一項の規定による運賃又は料金(郵便物の運送料金を除く。)の設定又は変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更のうち運行系統の変更又は停留所の新設、廃止若しくは位置の変更に伴う運賃の設定又は変更に関するもの

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業の料金の設定又は変更に関するもの

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃又は料金の変更であつて、

定期旅客その他の特殊の旅客又は特殊の区域についての割増又は割引の率の変更に関するもの(イに掲げるものを除く。)

ニ 一般路線貨物自動車運送事業の運賃又は料金の変更の認可であつて、発地及び着地を特定して運送する特定の種類の貨物についての運賃又は料金の変更(期間を限定して行うものに限る。)に関するもの

四 法が十一條が一項に規定する運賃及び料金の收受の猶予期間に関する許可

五 法が十二條が一項の規定による運送約款の設定又は変更の認可

六 法が十八條が一項の規定による事業計画の変更の認可

七 法が十九條が二項の規定による事業計画に定める業務の確保に関する命令

八 法が二十四條の二が一項が二号の許可

九 法が二十四條の二が二項が四号の許可

十 法が三十二條が四項の規定による命令

十一 法ヲ三十四条カ一項の規定による命令

十二 法ヲ四十三條の規定による輸送施設の使用の停止の命令

十三 輸送施設の使用の停止の命令をした場合における法ヲ四十三

條の二カ一項の規定による命令

十四 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者

又は通運事業法（昭和二十四年法律ヲ二百四十一号）ヲ十三條の

規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対し

て法ヲ四十六條の規定により行ふ自動車運送事業の種類及び事業

区域の指定

十五 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長

十六 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長

十七 専用自動車道の工事の着手の届出の受理

十八 次項各号に掲げる事項であつて、二以上の都府県の区域及び

北海道にあつては二以上の陸運事務所（地方自治法の一部を改正

する法律（昭和二十五年法律ヲ百四十三号）附則カ三項の事務所

をいう。）の管轄区域にわたる事項に関するもの

十九 一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、

一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は

特定自動車運送事業に関する事項であつて、前各号及び次項に規

定する事項以外のもの（これらの事業と一般乗合旅客自動車運送

事業又は一般路線貨物自動車運送事業とが、ともに譲渡及び譲受

の目的となつてしている場合における譲渡及び譲受の認可並びに一般

乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業を經營

する法人に係る合併の認可を除く。）

二十 法ヲ四條カ四項の規定により免許の期間を限定する自動車運

送事業に関する事項であつて、前各号及び次項に規定する事項以

外のもの

2 法ヲ二章に規定する運輸大臣の職権（国において經營する自動車

運送事業に係るものを除く。）であつて、左に掲げるもの（前項カ

十八号に掲げるものを除く。）は、都道府県知事に委任する。

一 法才十八条才一項の規定による事業計画の変更の認可（前項才六号に掲げるもの及び専用自動車道に関するものを除く。）又は同条才三項に規定する事業計画の変更に係る届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理

3 法才四十三条の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

才七条に次の一項を加える。

3 法才百二条才三項において準用する法才四十三条の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

才三条 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令才二百六十一号）の一部を次のように改正する。

才二条を次のように改める。

才二条 法才十八条才一項但書に規定する運輸大臣の職権のうち、一般貨物旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、~~一般貨物自動車運送事業~~、一般区域貨物自動車運送事業、一般小形貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する一般自動車運送事業及び通運

事業法施行令（昭和二十五年政令才十七号）才一条才九号の規定により陸運局長が免許の取消の権限を有する事業に関するものは、陸運局長に委任する。

才四条 運輸省組織令（昭和二十七年政令才三百九十一号）の一部を次のように改正する。

才五十六条才六号を才七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、才五号の次に次の一号を加える。

六 自動車事故による損害賠償の保障に関すること。

才五十七条才十四号中「道路運送審議会」を「自動車運送協議会」に改める。

才五条 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令（昭和二十六年政令才二百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。



一 法ヲ十八條ヲ三項ニ規定する届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理

二 法ヲ三十七條ヲ一項の規定による事業用自動車の貸渡の許可

三 法ヲ四十一條ヲ一項の規定による事業の休止の許可

3 法ヲ四十三條の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

ヲ七條に次の一項を加える。

3 法ヲ百二條ヲ三項において準用する法ヲ四十三條の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

ヲ三條 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令ヲ二百六十一号）の一部を次のように改正する。

ヲ二條を次のように改める。

ヲ二條 法ヲ十八條ヲ一項但書に規定する運輸大臣の職権のうち、一般貨物旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小形貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する一及自動車運送事業及び通運

事業法施行令（昭和二十五年政令ヲ十七号）ヲ一條ヲ九号の規定により陸運局長が免許の取消の権限を有する事業に関するものは、陸運局長に委任する。

ヲ四條 運輸省組織令（昭和二十七年政令ヲ三百九十一号）の一部を次のように改正する。

ヲ五十六條ヲ六号をヲ七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、ヲ五号の次に次の一号を加える。

六 自動車事故による損害賠償の保障に関すること。

ヲ五十七條ヲ十四号中「道路運送審議会」を「自動車運送協議会」に改める。

ヲ五條 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令（昭和二十六年政令ヲ二百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運輸審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令  
ヲ一条中一、又は道路運送法ヲ百十七条ヲ二項の規定により道路運送審議会に「を削る。

附 則

この政令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

理 由

道路運送法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律ヲ百六十八号）の施行に伴い、並びに通運事業法、道路運送法及び道路交通事業抵当法の円滑な施行を図るため、これらの法律の規定による運輸大臣又は陸運局長の職権の一部を陸運局長又は都道府県知事に委任する等の必要があるからである。

通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を  
改正する政令案の引用条文及び参照条文

運輸省自動車局

目次

一	通運事業法	抄	(	1	)
二	通運事業法	抄	(	5	)
三	道路運送法	抄	(	6	)
四	道路運送法施行令	抄	(	8	)
五	道路運送法施行規則	抄	(	9	)
六	道路交通事業抵当法	抄	(	25	)
七	道路交通事業抵当法施行令	抄	(	28	)
八	国家行政組織法	抄	(	29	)
九	運輸省設置法	抄	(	32	)
十	運輸省組織令	抄	(	33	)
十一	運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は 参考人に支給する旅費及び手当に関する政令	抄	(	33	)
十二	地方自治法	抄	(	34	)
			(	36	)
			(	37	)

通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を改正  
する政令各条の引用条文及び参照条文

一 通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）抄

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律で、「通運」とは、他人の需要に依りてする左に掲げる行為をいう。

一 自己の名をもつてする鉄道（軌道及び日本国有鉄道の至営する航路を含む。以下同じ。）による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取

二 鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取

三 鉄道により運送される物品の集貨又は配達（海上におけるものを除く。）

四 鉄道により運送される物品の鉄道の車両（日本国有鉄道の至営する航路の船舶を含む。）への積込又は取卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

二 この法律で、「通運事業」とは、営利を目的とするを問はず、通運を行う事業（国の行う郵便の事業を除く。）をいう。

第二章 通運事業

（事業の譲渡及び譲渡の認可等）

第七条 通運事業の譲渡及び譲渡は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、通運事業を至営する法人と通運事業を至営しない法人が合併する場合において、通運事業を至営する法人が存続するときは、この限りでない。

（事業の休止及び廃止）

第十一条 通運事業者は、通運事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しなればならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第十四条 運輸大臣は、通運事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、オ四条オ三項の規定による業務の範囲の限定又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けたる事項を実施しないとき。

(貨物自動車運送事業者の特則)

- 第十五条 道路運送法(昭和二十二年法律百九十一号)オ十條に規定する貨物自動車運送事業の免許を有する者は、運輸大臣が取扱駅を指定したときは、オ四條オ一項、オ九條、オ十條、オ十四條、オ十五條、オ十七條、オ二十條からオ二十二條まで、オ二十六條及びオ二十七條の規定の適用については、オ二條オ一項オ三号の行為を行う事業について通運事業の免許を受けたる者とみなす。

(運賃及び料金)

第二十條 通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならぬ。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。
  - 二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 2 運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他業務の種別について定額をもつて明確に定められなければならない。

(通運約款)

第二十一條 通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならぬ。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の收受並びに通運事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(事業改善の命令)

第二十六条 運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害している事実があると認めるときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運賃、料金又は通運約款を変更すること。

(附帯業務)

第二十七条 ヤニ十條からヤニ二條まで及び前條の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行う物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務

について準用する。

第四章 雜則

(取權の委任)

第三十条 この法律に規定する運輸大臣の取權の一部であつて政令で定めるものは、陸運る長が行う。

二 通運事業法施行令(昭和二十二年政令ヤニ七号)抄

第一条 通運事業法(以下「法」という。)に規定する運輸大臣の取權で左に掲げるものは、陸運る長が行う。

一 法第四条の規定により行う免許であつて、貨物到着総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱駅のみにおいて行う通運又は法ヤニ條ヤニ項ヤニ号及び同項ヤニ号の通運のみの通運に関するもの

- 二 法ヲ四条の規定により行う免許であつて、一取扱取のみについで荷主、取扱物品の種類及び作業場所を限定して行うもの
- 三 法ヲ七条ヤ一項の規定により行う認可であつて、ヤ一号の規定により運輸省令で定める取扱取における通運事業、法ヲ二条ヤ一項ヤ三号及び同項ヤ四号の通運のみを行う通運事業又は前号の規定により陸運高長が行う法ヲ四条の免許を受けた者の当該免許に係る通運事業の譲渡及び譲受に関するもの
- 四 法ヲ七条ヤ二項の規定により行う認可であつて、ヤ一号又はヤ二号の規定により陸運高長が行う法ヲ四条の免許を受けた法人の合併（運輸大臣が自ら行う法ヲ四条の免許を受けている法人が合併により消滅する場合の合併を除く）に関するもの
- 五 法ヲ八条、法ヲ十二条又は法ヲ十三条の規定により行う認可
- 六 法ヲ十条の規定により行う許可であつて、貨物発着総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱取のみにて行う通運に関するもの
- ア七 法ヲ十一条の規定により行う許可であつて、事業の休止に関するもの
- ハ 法ヲ十一条の規定により行う事業の発止に関する許可、又は法ヲ二十一条（法ヲ二十七条において準用する場合を含む）の規定により行う認可であつて、ヤ一号又はヤ二号の規定により陸運高長が行う法ヲ四条の免許を受けた者の当該免許に係るもの
- 九 法ヲ十四条の規定による処分であつて、ヤ一号又はヤ二号の規定により陸運高長が行う法ヲ四条の免許を受けた者の当該免許又は事業に係るもの
- 十 法ヲ十五条の規定により行う指定
- 十一 法ヲ二十六条（法ヲ二十七条において準用する場合を含む）の規定により行う命令（運賃又は料金の変更に係るものを除く）であつて、ヤ一号又はヤ二号の規定により陸運高長が行う法ヲ四条の免許を受けた者の当該事業に係るもの

三 道路運送法（昭和二十六年法律第百六十三号）抄  
第二章 自動車運送事業

（種類）

第三条 自動車運送事業は、一般自動車運送事業及び特定自動車運送事業とする。

二 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般自動車運送事業）

二 一般貨物自動車運送事業（旅客を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの）

三 一般乗用旅客自動車運送事業（一定の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業）

9 四 一般路線貨物自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により積合貨物を運送する一般自動車運送事業）

送する一般自動車運送事業）

五 一般区域貨物自動車運送事業（貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの）

六 一般小型貨物自動車運送事業（最大積載量が運輸省令で定めるトン数以下の自動車のみにより貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、前号の自動車運送事業以外のもの）

3 特定自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客又は貨物を運送する自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

一 特定旅客自動車運送事業（一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業）

二 特定貨物自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定自動車運送事業）

（免許）

第四条 自動車運送事業を営む者又は運輸大臣の免許を受けなければならぬ。

10 2 自動車運送事業の免許は、路線又は事業区域並びに前条第二項各号及び第三項各号に掲げ



る自動車運送事業の種類について行う。

3 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

4 一時的な需要のための自動車運送事業の免許は、期間を限定して行うことができる。

(運輸開始)

第七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期日又は期間内に、且つ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行うことができることについて運輸大臣の確認を受け、運輸を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期日又は期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により、期日を延期し、又は期間を延長することができる。

(運賃及び料金の認可)

第八條 自動車運送事業者は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 能率的な運営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。
- 二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 三 旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。
- 四 他の自動車運送事業者との間に不当な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。
- 五 運賃及び料金が対距離利による場合であつて、運輸大臣がその算定の基礎となる距離を定めるときは、これによるものであること。
- 3 又一項の運賃及び料金は、確定額をもつて定められなければならない。但し、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の自動車運送事業のうち運輸大臣の指定する種別については、最高額及び最低額をもつてこれに代えることができる。

(事業計画の変更)

第十八条 自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、営業所の名称その他運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

3 自動車運送事業者は、又一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業計画に定める業務の確保)

第十九条 自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

3 (路線により運送する貨物の集貨及び配達)

第二十三条 一般路線貨物自動車運送事業を営業者(以下「一般路線貨物自動車運送事業者」という)は、又四条の規定にかかわらず、その者が路線により運送する貨物を自動車を使用して集貨し、及び配達することができる。

(禁止行為)

第二十四条 事業区域を定める自動車運送事業を営業者は、発地及び着地のいずれもがその事業区域外に存する旅客又は貨物の運送をしてはならない。

第二十四条の二 一般貨物旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般貨物旅客自動車運送事業者」という)は、左の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要する場合。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

2 一般区域貨物自動車運送事業を営業者(以下「一般区域貨物自動車運送事業者」という)又は一般小型貨物自動車運送事業を営業者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」という)又は一般小型貨物自動車運送事業を営業者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」という)は、左の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

しといふことは、左の場合を除き、積合貨物の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般路線貨物自動車運送事業者又は鉄道により運送される貨物の集貨又は配達ののためにするとき。

三 多数の貨物の集配する場所に發着する貨物の運送であつて、運輸省令で定めるものを行ふとき。

四 一般路線貨物自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けるとき。

(事業改善の命令)

第三十二条 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

二 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

三 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

四 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができらる。

五 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。聴聞に際しては、当該自動車運送事業者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えられなければならない。

(運送に関する命令)  
第三十四条 運輸大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、且つ、当該運送を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができらる。

二 前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴ふものは、これによつて必要とする補償金の総額が国会の議決を以て予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならぬ。

(事業用自動車の貸渡)

第三十七条 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、その貸渡によつて公衆の利便を害することとなるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(事業の譲渡及び譲受等)

第三十九条 自動車運送事業の譲渡及び譲受は運輸大臣の許可を受けなければならない。この効力を生じない。

2 自動車運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の許可を受けなければならない。この効力を生じない。但し、自動車運送事業者たる法人と自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において、自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 本文の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車運送事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第四十一条 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

3 X一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

4 前二項の規定は、道路又は橋りょうの損壊その他正当な事由に基く事業の休止又は廃止については、適用しない。

5 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

18 (免許の取消等)

第四十三條 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内に  
おいて期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又  
は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は免許、許可若しく  
は認可に附した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第六條のニ、一、三、四号又は四号に該当することとなつたとき。

第四十三條の二 運輸大臣は、前条の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じ  
たときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を陸運局長に返納し、又  
は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずし、その自  
動車登録番号標について陸運局長の領置を受けるべきことを命ずることができる。

二 陸運局長は、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したとき

は、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録

番号標を返付しなければならない。

前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り  
つけ、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならない。

(通運事業者の特則)

第四十六條 自動車を使用して通運事業を営むことの免許を受けた者又は通運事業法(昭  
和三十四年法律第二百四十一号)第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可  
を受けた者は、第四條一項、第二十條、第二十一條、第二十四條、第二十四條の二、第二項  
二十五條、第三十條、第三十三條一項、第四号及び第二項から第五項まで、第三十六條  
第三十七條、第四十三條及び第四十三條の二の規定の適用については、運輸大臣の指定す  
る及び事業区域について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者と

(適用除外)

第四十九條 国においてを営むる自動車運送事業及び自動車運道事業には、第四條から第七條ま

で、第十二条、第十八条（重要事項に係る事業計画の変更であつて運輸省令で定めるものを除く。）、第十九条、第二十条、第二十一条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条、第三十六条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十三条、第六十七条、第七十条、七十二條（九条並びに四十一条、第二項、第二項及び第五項の規定の準用に関する部分を除く。）、七十五条（五十一条、五十三條、六十八條、六十九條、七十三條及び七十四條の規定の準用に関する部分を除く。）及び百二十三條の規定を適用しない。

2 国において至営する自動車運送事業及び自動車通事業について適用される規定中「免許」「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

第七十 自家用自動車の使用

（共同使用の許可）  
 第七十條 自家用自動車を共同で使用しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

21

2 運輸大臣は、自家用自動車の共同使用の態様が自動車運送事業の至営に類似していると思われる場合を除く外、前項の許可をしなければならぬ。

（使用の制限及び禁止）

第七十條 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

- 一 第四條の免許を受けないで、自家用自動車を使用して自動車運送事業を至営したとき。
- 二 第七十條の許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に供したとき。
- 三 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき（前条第一項但書の場合を除く。）
- 四 前条第二項の許可を受けないで、有償で自家用自動車を貸し渡したとき。
- 2 第三十二條、第三十五條の規定は、運輸大臣が前項の行為をしようとする場合について準用する。
- 3 第四十三條の二の規定は、運輸大臣が第一項の規定により自家用自動車の使用を禁止した場合について準用する。

第八章 自動車運送協議会

22

(自動車運送協議会)

第百三条 自動車運送協議会は、陸運局長に、これを置く。

2 自動車運送協議会は、陸運局長の諮問に応じて、自動車運送につき、左に掲げる事項に関する基本的な方針を調査審議する。

一 一定の区域における適正な供給輸送力の策定その他輸送の需要と供給との調整に関すること。

二 輸送施設の改善に関すること。

三 運賃及び料金の基準に関すること。

四 従業員の服務及び養成に関すること。

五 その他輸送に関する重要な事項

3 陸運局長は、前項の規定により自動車運送協議会の答申を受けたときは、その所掌事務の遂行上、これを尊重しなければならない。

23 4 自動車運送協議会は、ヤニ項の事項に関し必要と認めるときは、関係行政庁に建議すること

ができる。

5 自動車運送協議会は、自動車運送に関する苦情について調査し、陸運局長に意見を述べることが出来る。

第九章 雑則

(取次の委任等)

第百二十二条 この法律に規定する運輸大臣又は建設大臣の取次の一部は、政令で定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号の定める下級の行政庁に委任することができる。

一 ヤニ章、ヤ四章、ヤ五章及びヤ七章に規定する取次については陸運局長又は都道府県知事

ニ ヤ三章に規定する取次については、陸運局長又は陸運局長及び都道府県知事

24 2 第百四十三条の二に規定する陸運局長の取次は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

四 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)抄

第二章 取次の委任

(自動車運送事業に関する取次の委任)

第四条 法第二章及び法第三章に規定する運輸大臣の取次(国において至営する自動車運送事業)及び専用自動車運送に係るものを除く。で左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

- 一 運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長
- 二 運賃及び料金の收受の猶予期間の許可
- 三 運送約款の設定又は変更の認可
- 四 事業計画の変更で左に掲げるものの認可

イ 主たる事務所的位置の変更

ロ 営業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

25

ハ 事業用自動車の種別の変更

ニ 一年を通じ継続して運輸をするものでないときの運輸をする期間の変更

ホ 一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

ヘ 一般路線貨物自動車運送事業の荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

ト 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第五条の規定により取扱駅の指定を受けたる者が主として鉄道(軌道及び日本国有鉄道の至営する幹路を含む)により運送

される貨物の集貨配達に使用すべき自動車の数の変更

五 事業計画に定める業務の確保に関する命令

六 法二十三條の規定による事業区域の指定

七 法三十二條及び四項の規定による命令

ハ 法三十四條及び一項の規定による命令

26

九 自動車を使用して通運事業を至営することの免許を受けたる者又は通運事業法十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対して法四十六條の規定により行う自動車運送事業の種類及び事業区域の指定



十 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長

十一 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長

十二 専用自動車道の工事の着手の届出の受理

十三 一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業（鹽櫃の運送に限定するものに限る。）、一般小型貨物自動車運送事業及び特定自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの

十四 法々四條々四項の規定により免許の期間を限定する自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの

十五 次項に規定する事項で二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律々百四十三号）附則々三項の事項をいう。）の管轄区域にわたるもの

法々二章に規定する運輸大臣の取権（国において至営する自動車運送事業及び専用自動車道に係るものを除く。）で左に掲げるもののうち前項（々十五号を除く。）に規定する事項以外

このは、都道府県知事に委任する。

事業計画の変更（専用自動車道に関する事項を除く。）の認可又は事業計画の変更に係る届出の受理

二 事業区域外の運送の許可

三 事業用自動車の貸渡の許可

四 事業の休止の許可

第六條 専用自動車の使用に関する取権の委任

々七條 自家用自動車の共同使用の許可に関する法の規定による運輸大臣の取権は、陸運の長に委任する。

二 法々七章に規定する運輸大臣の取権で前項に規定する事項以外のものは、都道府県知事に委任する。

五 道路運送法施行規則（昭和二十六年運令オ七五五号）抄

オ二章 自動車運送事業

（事業計画）

オ六条 法オ五条オ一項オ三号の一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 二 事業用自動車の総数、種別、車名、年式
- 三 専用自動車道を開設するものにあつては、左に掲げる事項
  - イ 車線数、計画速度、計画重量及び路面の種類（区間により異るときは、区間ごとに明示すること。）
  - ロ 他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び交差方式
- 四 一年を通じ継続して運輸とするものではないときは、運輸をする期間
- 五 事業用自動車の常用車又は予備車の別

六 各運行系統に配置する事業用自動車の種別ごとの数（その所屬する営業所を明らかにすること。）

七 停留所の名称及び位置並びに停留所間の料程

八 運行系統

九 運行系統ごとの運行時刻（運行回数及び人線なものにあつては、運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに運行所要時間をもつて替えることができる。）

一〇 法オ五条オ一項オ三号の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、前項オ一号からオ四号までに掲げる事項の外、各営業所に配置する事業用自動車の数を記載するものとする。

一一 法オ五条オ一項オ三号の特定旅客自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一号からオ四号までに掲げる事項を記載するものとする。

一二 法オ五条オ一項オ三号の一般路線貨物自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一号からオ四号まで、オ六号及びオ八号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

この場合において営業所については、直営であるかどうかを明らかにするものとする。



六 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律才二百四号）抄

（職権の委任）

才二十条 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部は、政令で定めるところにより、陸運局長に委任することができる。

七 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令才二百六十一号）抄

才二条 法才十八条才一項但書に規定する運輸大臣の職権のうち、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業（運送の運送に限定するものに限る。）、一般小型貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する自動車運送事業及び通運事業法施行令（昭和二十五年政令才十七号）才一条の規定により陸運局長が行う免許に係る事業に關するものは、陸運局長に委任する。

八 国家行政組織法（昭和二十三年法律才百三十号）抄

才七条才三項（内部部局及び機関）

前二項の官房、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、課（處）その他課に準ずるものを含む。以下本項において同じ。）の設置及び所掌事務の範囲は、その法律の範囲内で、政令でこれを定める。但し、課を置く場合においては、予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ。

九 運輸省設置法（昭和二十四年法律才百五十七号）抄

（調査等）

才十七条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めその意見又は報告を徴すること。

才十七条 前項才三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

十 運輸省組織令（昭和二十七年政令オ三百九十一号）抄

（財務課）

オ五十六条 財務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌に係る事業に関する財務及び税制に関すること。
- 二 自動車運送事業の補償に関すること。
- 三 自動車局の所掌に係る事業の会計の監査に関すること。
- 四 自動車局の所掌に係る事業の運賃及び料金の設定に関する調査及び研究に関すること。
- 五 道路交通事業振当に関すること。
- 六 自動車局の所掌に係る事業の労務に関すること。
- 七 自動車局の所掌に係る事務に係る中小企業等、振興及び経営の指導に関すること。
- 八 自動車局の所掌に係る事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等に関すること。
- 九 自動車局の所掌に係る事業の財務に関する調査及び統計に関すること。

35

（旅客課）

オ五十七条 旅客課においては、左の事務をつかさどる。

十四 道路運送審議会に関すること。

（登録教材課）

オ六十一条 登録教材課においては、左の事務をつかさどる。

八 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チューブ等の供給の調査及び電力の供給に関すること。

九 道路運送車両、自動車用代燃装置及び自動車用助燃装置並びにこれらの修理に関する調査及び燃料の供給に関すること。

等（自動車及び原動機付自転車の製造に関するものを除く。）の供給の調査に関すること。

十一 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関すること。

政令（昭和二十六年政令オ二百五十三号）抄

36

オ一条 運輸省設置法オ十七条オ二項の規定により運輸審議会に、又は道路運送法オ百一十

オ二項の規定により道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人が請求することのできる旅費及び手当の額については、この政令の定めるところによる。

十二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

附則（昭五・五・四法一四三）

3 都道府県知事は、昭和二十四年五月三十一日現在において道路運送監理事務所の新章に依  
 ずる事務がこの法律施行の際現にその権限に属するものを分掌させるため、改正後の地方自  
 治法百五十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかわらず、当分の間、條例で  
 事務所を置くものとする。